

平成 21 年 10 月 吉日

お客様各位



拝啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、取引証拠金取扱特約の習熟期間準備証拠金制度を平成 21 年 10 月 19 日を以って廃止する事となりました。依って、建玉に係る 1 枚あたりの本証拠金は、20 日の寄り付きより別紙、取引証拠金一覧表の取引本証拠金の金額となりますので宜しくお願い致します。

尚、習熟期間準備証拠金の廃止に伴い、返還可能額が発生した場合の返還をご希望される方は、営業担当者までご連絡をお願い致します。

今後ともさらなる情報提供に努め、お客様にご満足いただけるサービス提供ができるよう努力いたします。何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

お問い合わせ先

大阪本社管理部

TEL 06-6227-0110

フリーダイヤル 0120-346-492

東京本部統括店 管理サービス部

TEL 03-5642-8636

フリーダイヤル 0120-551-658

取引証拠金一覧

平成21年10月13日

平成21年10月20日からの取引証拠金適用額及び建玉制限は下記の通りです。

				建玉制限枚数						
取引所	商品名	取引証拠金 基準額	取引本証拠金	1番限 納会月	1番限 納会前月	2番限	3番限	4番限	5番限	以降
東京穀物商品取引所	とうもろこし	60,000	60,000	600枚	1,200枚	3,000枚	各6,000枚			
	一般大豆	27,000	27,000	500枚	2,000枚	5,000枚	各10,000枚			
	Non-GMO大豆	27,000	27,000	300枚	600枚	1,500枚	各3,000枚			
	小豆	42,000	42,000	20枚		50枚	150枚	300枚	500枚	
	アラビカコーヒー	48,000	48,000	100枚	200枚	600枚	各2,000枚			
	ロブスタコーヒー	60,000	60,000	60枚	200枚	600枚	各2,000枚			
東京工業品取引所	金(標準取引)	105,000	105,000	限月の区別無く5,000枚(売又は買の夫々につき)						
	金(ミニ取引)	14,000	14,000	限月の区別無く10,000枚(売又は買の夫々につき)						
	金オプション(売方のみ)	52,500	52,500							
	銀	90,000	90,000	当月限1,500枚 合計6,000枚(売又は買の夫々につき)						
	白金(標準取引)	90,000	90,000	100枚	150枚	200枚	銘柄合計3,500枚			
	白金(ミニ取引)	24,000	24,000	200枚	300枚	400枚	銘柄合計7,000枚			
	パラジウム	30,000	30,000	60枚	120枚	240枚	銘柄合計2,500枚			
	アルミニウム	75,000	75,000	400枚	800枚	2番限以降各2,400枚、銘柄計10,000枚				
	ガソリン	195,000	195,000	250枚		500枚	各1,500枚			
	灯油	195,000	195,000	250枚		500枚	各1,500枚			
	原油	195,000	195,000	各限月につき2,400枚(売又は買の夫々につき)						
	ゴムRSS3号	75,000	75,000	200枚		600枚	銘柄合計10,000枚			
関西商品取引所	とうもろこし	36,000	36,000	400枚	800枚	1,500枚	各3,000枚			
	米国産大豆	24,000	24,000	100枚	100枚	200枚	400枚	各1,500枚		
	小豆(2009年12月限まで)	34,000	34,000	50枚		100枚	150枚	300枚	500枚	
	小豆(2010年1月限以降)	17,000	17,000	20枚		60枚	80枚	150枚	300枚	
	粗糖	24,000	24,000	各600枚						
	コーン75指数	60,000	60,000	各3,000枚						
	コーヒー指数	48,000	48,000	各3,000枚						
	冷凍えび	6,000	6,000	500枚	2,000枚	2,000枚	各6,000枚			
中部大阪商品取引所	鉄スクラップ	50,000	50,000	100枚		600枚	各1,200枚			

※ 取引証拠金適用額について

- 当社における取引本証拠金のみの表示です。限月によっては、別途取引臨時増・定時増証拠金が必要な場合があります。詳細については、弊社担当外務員までお問い合わせ下さい。

※ 建玉の制限について

- 各取引所では、売買取引の公正を確保するため、市場管理要綱の規定により、売り又は買いそれぞれに、上表の通り建玉数量の制限を定めておりますので、ご承知おき下さい。
- なお、限月の繰越しにより建玉制限を超過する建玉が発生した場合には、商品取引員による所謂「強制処分」の適用等建玉処分の指示対象となりますので、お客様におかれましては、ご留意の程、よろしくお願い申し上げます。